

決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案されたものです。

審査に当たり、管理課長からは、事故は平成25年9月26日の午後6時25分ごろ発生したもので、駅伝大会練習中に長井南中学校に設置している雨水排水マンホールのずれていたふた土台部分を踏み、ふたとともにマンホールに落下して負傷したものであるとの説明がありました。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号 西根小学校校舎大規模改修工事請負契約の一部を変更する契約の締結について申し上げます。

本案は、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第12号）第2条の規定により、工事請負契約の一部を変更する契約の締結をするため提案されたものです。

審査に当たり、管理課長からは、契約金額については6月28日から30日にかけての大雨による浸水被害の復旧も含めて、当初の1億9,980万円から2億1,017万9,880円に1,037万9,880円の増額となるとの説明がありました。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小関勝助議長 質疑もないので質疑を終結いたします。

それでは、日程第6、議案第75号 長井南中学校雨水排水マンホールへの落下事故に係る損害賠償の額の決定について及び日程第7、議案第78号 西根小学校校舎大規模改修工事請負契約の一部を変更する契約の締結についての2件

について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第6、議案第75号 長井南中学校雨水排水マンホールへの落下事故に係る損害賠償の額の決定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第75号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第78号 西根小学校校舎大規模改修工事請負契約の一部を変更する契約の締結についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第78号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

## 厚生常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆厚生常任委員長。

（安部 隆厚生常任委員長登壇）

○安部 隆厚生常任委員長 平成26年第6回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案5件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月12日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第76号 長井市平野児童センター駐車場内グレーチングによる事故に係る損害賠償の額の決定について申し上げます。

本案は、長井市平野児童センター駐車場内グレーチングによる事故に係る損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、相手方の保険は適用せず、全額こちらで賠償するのかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、全額、長井市で加入している全国市有物件災害共済会のほうから支払をする予定であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、施設の管理が不十分ということで今回の事故を招いたと理解してよいかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、グレーチングが跳ねての損害のため、市の管理が不十分であり、100%対応させていただく予定であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、小額の支出で済む維持管理については、既決予算の範囲内で早急に対応しなければならないと思うがどうかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、予算の範囲内の改修については、その都度児童センターの園長とも連絡をとり合いながら対応しているが、大きい改修等については予算要求をした上で、緊急性の高いものから対応している。また、保護者との懇談会が毎年10月に開催されており、その中で保護者の目から見た施設の改修が必要な点についても、ご指摘をいただき対応しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号 長井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の

推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、地域型保育事業が、新たに市町村の認可事業になるということであるが、具体的に予定している保育施設はあるのかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、今のところ予定している事業所はない。地域の子供も受け入れる事業所内保育所の整備を検討している事業所があったが、7月の災害の復旧に多額の支出が伴うため計画を中止したようだと答弁を受けたところであります。

また、委員からは、市町村の認可事業である地域型保育事業を予定している事業所がないということであるが、将来、事業所内保育所などの地域型保育事業が想定されるので、条例を整備するという理解でよいかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、現在、子ども・子育て支援事業計画を策定中であるが、その中でも特にゼロ歳児から2歳児について保育の場所の確保が必要であると見込まれているので、その計画に沿って特に小規模保育事業等の整備を進めていく必要があると考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号 長井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号 長井市放課後児童健全育

成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、市町村が条例で定めるということになったわけだが、これまでは何に基づいて運営等を行ってきたのかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、児童福祉法に規定されている事業として長井市が運営してきたが、基準については国で示している放課後児童クラブ運営のガイドラインに準じて実施してきた。学童クラブの負担金にかかわる部分については条例で定めており、運営については長井市学童クラブの管理運営に関する規則に運営の基準と方法等について規定しているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、就学前の児童については、保育所を整備して、ある程度受け入れ体制を広げていくのはわかるが、学童クラブについても同じように考えるのは少し違うと思う。入所の判断は規則ではなくて独自に調整して判断するということか。同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能ということであるが、実際にどのように運営していくのかがわからない。規則などにきちんと規定していくのかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、学童クラブについては、入所要件の詳細までは規則に盛り込んでいない。運営要綱等で対応したいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、学童クラブの入所者を募

集する際に、対象児童を明記すると思うが、どのように対応していくのかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、国の基準に沿って対応を変える必要があると思っているので、保護者には十分に説明をしていきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、新たな基準で募集した結果、入所希望児童が相当ふえて、施設を新たに設けなければならないとなった時にどうするのか。27年度から運営していけるのか。国の基準に全て合わせていくことがいいのかどうかも含めて議論しなければならないと思う。もう少し慎重に対応すべきだと思うがどうかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、来年度から国の制度として、新しい制度、新しい基準としてスタートするわけだが、子ども・子育て支援事業計画で、5年間の中で目標を設定して地域のニーズに応じていくような計画を立てたいと考えている。場所の確保等も課題であるが、どの自治体でも新しい基準になって、一気に基準を満たす全ての児童を受け入れることは非常に困難だと思っている。そうしたことから経過措置として国のほうでも調整が可能ということで、5年間の整備期間を想定していると考えている。長井市でも可能な限り受入体制を整えるために努力していく必要があると思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、適正な運営をするために基準等を条例で定めなければ国の支援が受けられなくなったり、厚生労働省令で定めている基準に沿ったものにしないと運営が難しくなると思うがどうかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、放課後児童健全育成事業については、国から3分の2の財政支援を受けている。当然国の基準に沿って運営することが基本になってくると思うので、基準等を条例で定めて適正な運営をしていくことが必要になってくると思うとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今までは国が示したガイドラインに基づいて運営していても、国から3分の2の支援措置があったわけだが、今後は運営に関する基準等を条例化して整備をしていくことによって国の給付の支援制度が受けられると理解しているがどうかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、児童福祉法に明確に示された事業であり、その基準も厚生労働省令で示されているので、当然しっかりとした基準を順守して実施する事業になってくる。給付についても条例を制定してそれに基づいて適正な運営を行わなければ交付はいただけないと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今回の条例制定は、児童を受け入れしやすいように、また利用しやすいように基準を定めるもので、施設の整備については今後の問題と理解している。利用の実態などをこれから把握して施設整備を検討していくのだと思うが、そのための必要となる基準などを条例に定めておくということではないのかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、運営の基準について今回明確に定めて、放課後の子供たちの安全確保を図るために、より厳格な基準の中で運営していきたいという条例であるのでご理解いただきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今後、保育現場や保護者等への説明はどのように考えているのかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、事業に携わっている方については、新しい制度の基準等について十分に周知徹底を図って安全対策の確保に努めていきたいと考えている。保護者等については、学童クラブの募集を12月中旬の市報で予定しているが、その前に新しい制度の内容について周知徹底を図っていきたいと考えている。

新たに利用を予定している方については、児童センター等に伺った際に説明したり、市報等

で対応したいと思っているとの答弁を受けたところでもあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、中学生までの保険診療に係る医療費の自己負担を無料化し、子育て支援医療の充実を図るため、提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので質疑を終結いたします。

それでは、日程第8、議案第76号 長井市平野児童センター駐車場内グレーチングによる事故に係る損害賠償の額の決定についてから、日程第12、議案第82号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの5件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第8、議案第76号 長井市平野児童センター駐車場内グレーチングによる事故に係る損害賠償の額の決定についての1件について、厚生委員長報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第76号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第79号 長井市家庭的

保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第79号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第80号 長井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第80号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第81号 長井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第81号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第82号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭産業・建設常任委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

○町田義昭産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成26年第6回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案1件、請願2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月16日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

なお、議案の当該箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

それでは、議案第77号 市道路線の認定について申し上げます。

本案は、国道287号森バイパス建設に伴い、旧道となる区間について、道路法第8条第2項の規定により市道路線の認定を行うため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、今年の3月に橋の延命工事が完了しているが、今後の補修等はどう考えているのか。また、昨年と今年の豪雨による被害はあったのかとの質疑がなされ、建設課長からは、橋の補修等は、20年ほど先になる。また、この路線は、豪雨による被害はなかったが、急なカーブがあるので、安全上の対策に十分留意していきたいと考えているとの答弁を受けましたところであります。

採決の結果、議案第77号は全員一致で原案の